

国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱

昭和60年4月26日付け60構改D第302号農林水産事務次官依命通知
令和5年4月1日付け4農振第2551号農林水産事務次官依命通知最終改正

各地方農政局長
北海道開発局長
農林水産事務次官から 北海道知事 あて
沖縄総合開発局長

第1 趣旨

農業水利施設は、農業生産面での役割だけでなく、水資源の涵養や洪水防止などの多面的機能を有している。これらの施設の大宗は土地改良区が管理しているが、集落機能の低下や農業従事者の高齢化、構造政策の進展などによる組合員の減少や農産物価格の低迷による農家所得の減少などの社会経済情勢の変化により、土地改良区の実管理体制が脆弱化しつつある。一方、都市化・混住化の進展に伴い、農業水利施設の有する多面的機能を享受している地域住民が増加し、その発揮に対する要請が高まるとともに、国民意識の変化に対応し、環境との調和への配慮や安全管理の強化など、より複雑かつ高度な管理が必要となってきた。また、近年においては、農業水利施設の老朽化や気候変動の進展が指摘される中、集中豪雨の発生頻度の増加等に配慮した整備、突発事故や異常気象等非常時の対応に対する国民意識の一層の高まりなど防災面を含む多面的機能の発揮に関する状況も変化が生じており、これらに対応した的確な施設の操作を行うために管理者の管理技術の向上、管理体制の整備を図っていくことが必要不可欠となってきた。

このような情勢に鑑み、地区内の的確な用排水管理を行うため、国営事業完了予定地区において、市町村及び土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下同じ。）の水管理施設の操作技術の習熟と操作体制の整備を図る国営造成施設管理体制整備促進事業（以下「事業」という。）を実施し、国営造成施設の管理の適正化に資するものとする。

第2 事業の内容

- 1 本事業は、国営土地改良事業の完了に伴い新たに市町村又は土地改良区等が管理を予定している地区のうち次に掲げる要件を満たすものについて、その操作、運転、点検、整備等の業務（以下「操作業務」という。）を市町村又は土地改良区に委託し、国の指導のもとに操作業務に関する技術を習得させるとともに、操作体制の整備を促進するものとする。
 - (1) 予定管理者が市町村又は土地改良区等である施設が存すること。

- (2) 複数の農業用排水施設を監視制御するために必要な子局をもつ水管理施設が整備されていること。
 - (3) 水管理施設により配水操作が行われる受益面積がおおむね1,000ha（畑を受益とする地区にあっては300ha）以上であること。
- 2 事業実施期間は、原則として国営土地改良事業完了前2年間とする。

第3 事業主体

本事業の事業主体は、対象地区の水管理施設を管理する市町村又は土地改良区等とする。

第4 事業の申請

- 1 本事業を実施しようとする市町村又は土地改良区等（以下「事業者」という。）は、国営土地改良事業所等（国営土地改良事業を実施する事務所または事業所をいう。以下同じ。）と十分協議の上、事業採択申請書を都道府県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。
- 2 事業者は、事業の実施に当たって国営土地改良事業所等の長と当該造成施設の操作委託協定を締結するとともに、事業実施計画を作成するものとする。
- 3 知事は、事業者から、当該事業を実施したい旨の申請があったときは、操作体制実施計画書を承認したものについて、事業の採択を希望する年度の前年度の2月15日までに事業採択申請書を作成し、当該計画書を添えて地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に提出するものとする。

第5 計画の変更

- 1 事業者は、事業実施計画を変更する場合には、変更後の計画を作成のうえ知事の承認を受けるものとする。
- 2 知事は、変更計画を承認した場合には、地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）へ報告するものとする。

第6 事業の採択

- 1 地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、第4の規定により提出された事業採択申請書を審査の上、予算の範囲内において、当該事業に国庫補助金を交付して、当該事業を実施させることが適当であると認めるときは、その旨を知事（北海道にあっては北海道開発局長を経由して知事）に通知するものとする。
- 2 知事は、1の規定による市町村又は土地改良区等が事業を実施しようとするものに関し

通知を受けたときは、遅滞なくその旨を市町村又は土地改良区等に通知するものとする。

第7 指導推進

- 1 都道府県は、事業者に対して、事業実施計画の作成及び事業の円滑な推進を図るために必要な技術指導その他の援助を行うものとする。
- 2 国は、国営土地改良事業所等、地方農政局土地改良技術事務所、土地改良調査管理事務所、北海道開発局開発建設部又は沖縄総合事務局農林水産部を通じて、市町村又は土地改良区等に対して、事業の円滑な推進を図るために必要な技術指導を行うものとする。

第8 補助

国は、本事業の実施に要する経費のうち、別表に掲げる事業費につき都道府県が市町村及び土地改良区等に補助するのに必要な経費について、別に定めるところにより、予算の範囲内において都道府県に補助するものとする。

第9 報告

- 1 事業者は、知事に毎年度事業の実施結果を報告するものとする。
- 2 知事は、1の規定により事業者から報告を受けたときは、地方農政局長等に事業の実施結果を報告するものとする。

第10 委任

この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に農村振興局長が定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第8 關係）

事業費

- ① 操作運転費
- ② 点檢整備費
- ③ 機械器具費